




生き生き!! あま咲きプラン



第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
令和6年度から令和8年度まで

尼崎市 

愛称について

「生き生き!! あま咲きプラン」という愛称は、加齢や認知症、障害などによって、
例えそれまでできていたことができなくなったとしても、「その人にとって」、住み慣れた地域で、
「生き生き」と「その人らしく」生きていく。
それはかけがえのないことで、それが当たり前の社会になってほしいという願いが込められています。



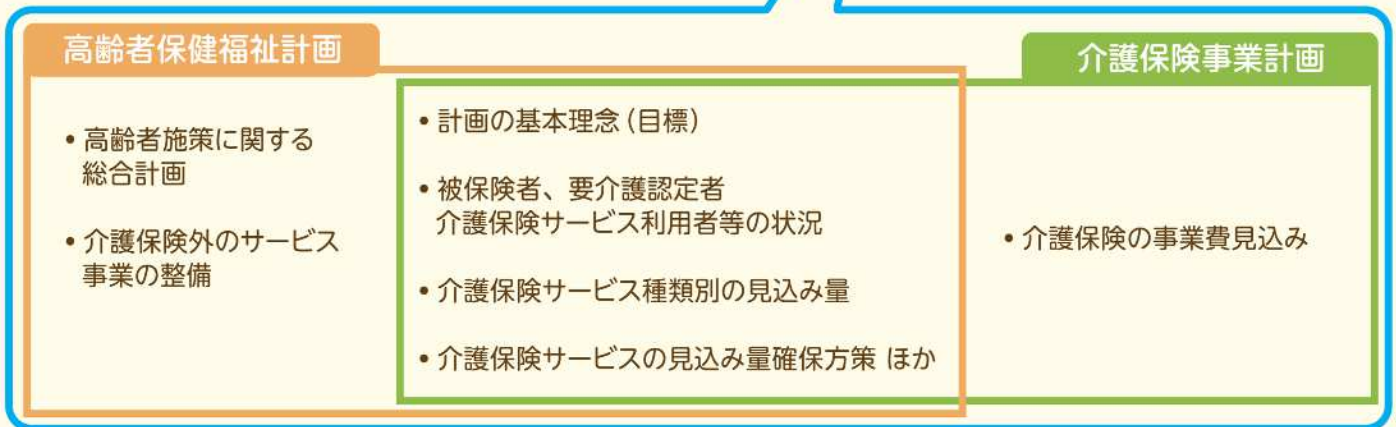
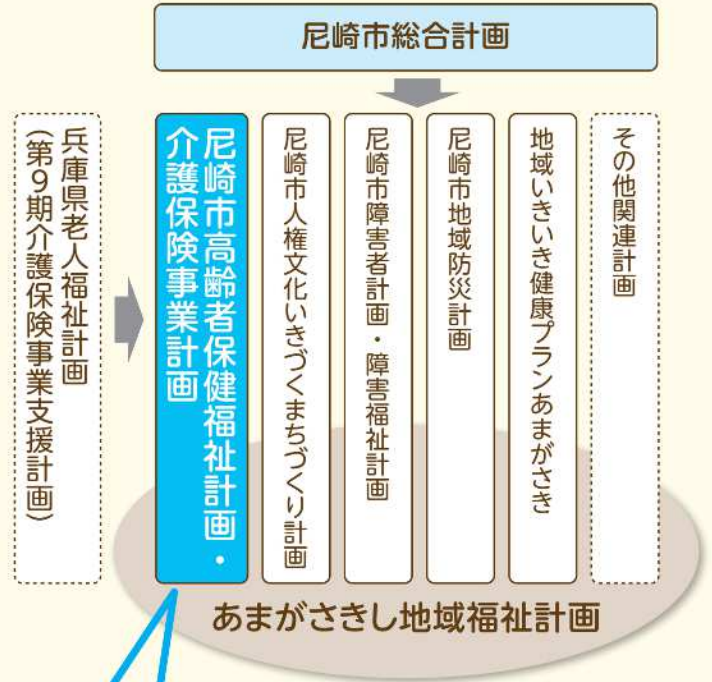
生き生き!!あま咲きプランとは？

(1) 計画の位置付け

「生き生き!!あま咲きプラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」や福祉の基盤的計画である「あまがさきし地域福祉計画」との理念等の共有を図るとともに、本計画の内容はその他の関連計画などとも整合性を図ることとし、SDGsの視点も意識したものとします。

なお、本計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体なものとし、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画を策定し、高齢者施策の推進を図っています。

また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく市町村整備計画や介護保険法に基づく介護給付適正化計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画の内容等を含んでいます。



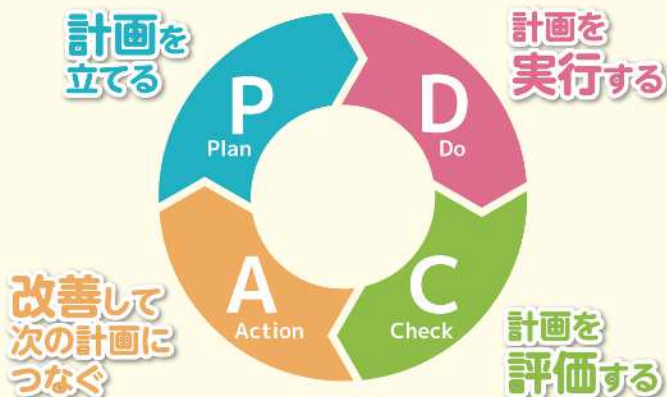
(2) 計画の期間と進行管理・推進



本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

また、計画を着実に推進するため、第8期計画から、市総合計画の進行管理を行う施策評価とも連動させて、毎年度、施策や各事務事業について、進行管理を行っています。

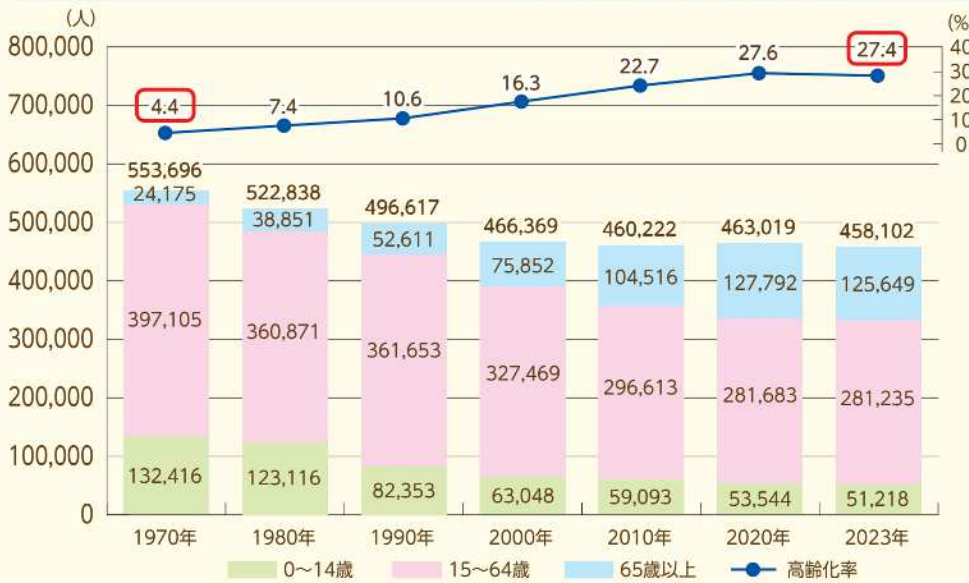
社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会等の意見を聴き、計画における取組を評価するとともに、その評価をもとに取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めています。



尼崎市の“これまで”と“これから”は？

尼崎市の“これまで”

高齢者数・高齢化率の推移



1970年からの約50年間で、**高齢者数は5倍以上に増加し、2023年には4人に1人以上が高齢者**となっています。
これからは・・・？

要支援・要介護認定者数の推移



介護保険制度が開始された2000年からの約20年間で、**要支援・要介護認定者数は3倍以上に増加し、2023年には高齢者の4人に1人程度が要支援・要介護認定者**となっています。
これからは・・・？

尼崎市の現状は・・・？

要支援・要介護認定率 (2022年度)



年齢が上がるほど認定率が上がっており、85歳以上の人では6割以上の人が必要支援・要介護認定を受けています。

介護保険サービス費用額 (2022年度)



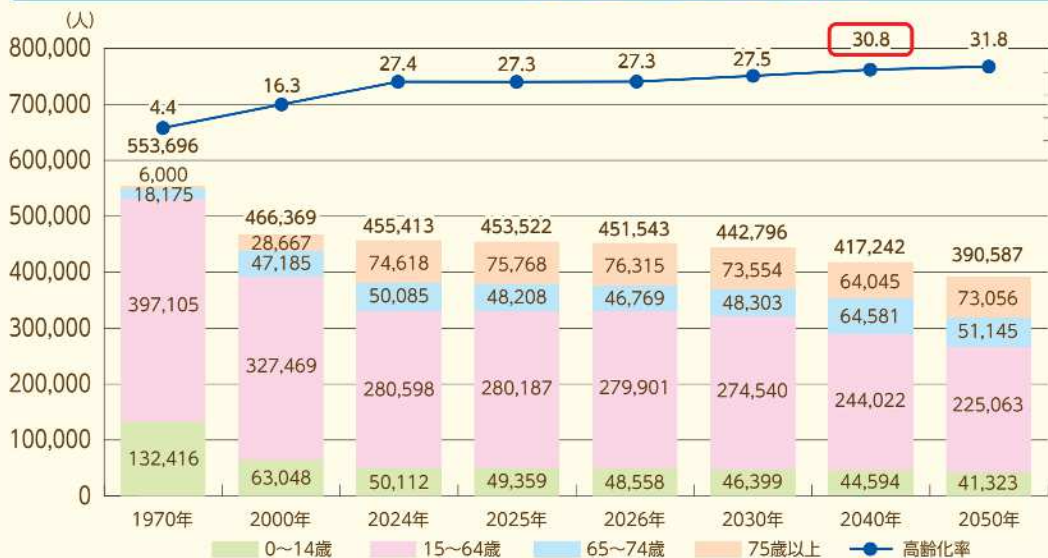
介護保険サービスの費用額は約485億円で、在宅サービスが最も高くなっています。第1号被保険者1人1月あたり約31,000円となります。



尼崎市の現状と国や兵庫県の平均と比べるとどのくらい差があると思いますか？

尼崎市の“これから”

高齢者数・高齢化率の推計



総人口が減少するのに対し、高齢者数は横ばい傾向となっており、**2040年には人口の3割以上が高齢者となる見込みです。**

要支援・要介護認定者数の推計



高齢者数の増減に合わせて認定者数も増減するものの、**2030年までは増加傾向となる見込みです。**

全国・県平均と比較した尼崎市の現状は…?

要支援・要介護認定率 (2023年3月末現在)



国・兵庫県と比較して認定率が高い!

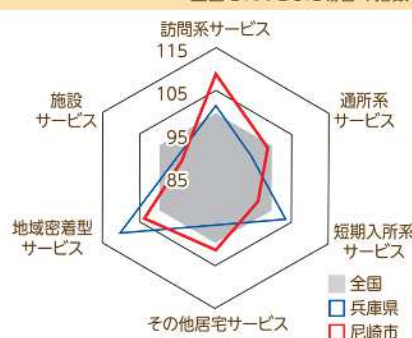
第1号被保険者1人1月あたり介護保険サービス費用額



サービス費用額は1人あたり約4,000円高い!

受給者1人あたりの給付月額

※全国を100とした場合の指数



国・兵庫県と比較して、施設サービスが低くなっている一方で、訪問系サービスが高く、在宅で生活を送るためのサービス利用が進んでいます!

(1) 計画の基本理念

高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で 多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり

高齢者の誰もが自分らしく、誰からも大切にされながら、介護が必要となっても、認知症があってもなくても、その人らしい生活を実現できることが大切です。本市では、地域がこうした基盤となるよう介護予防、生活支援、医療と介護の連携、住まい、認知症などに関する施策を展開し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

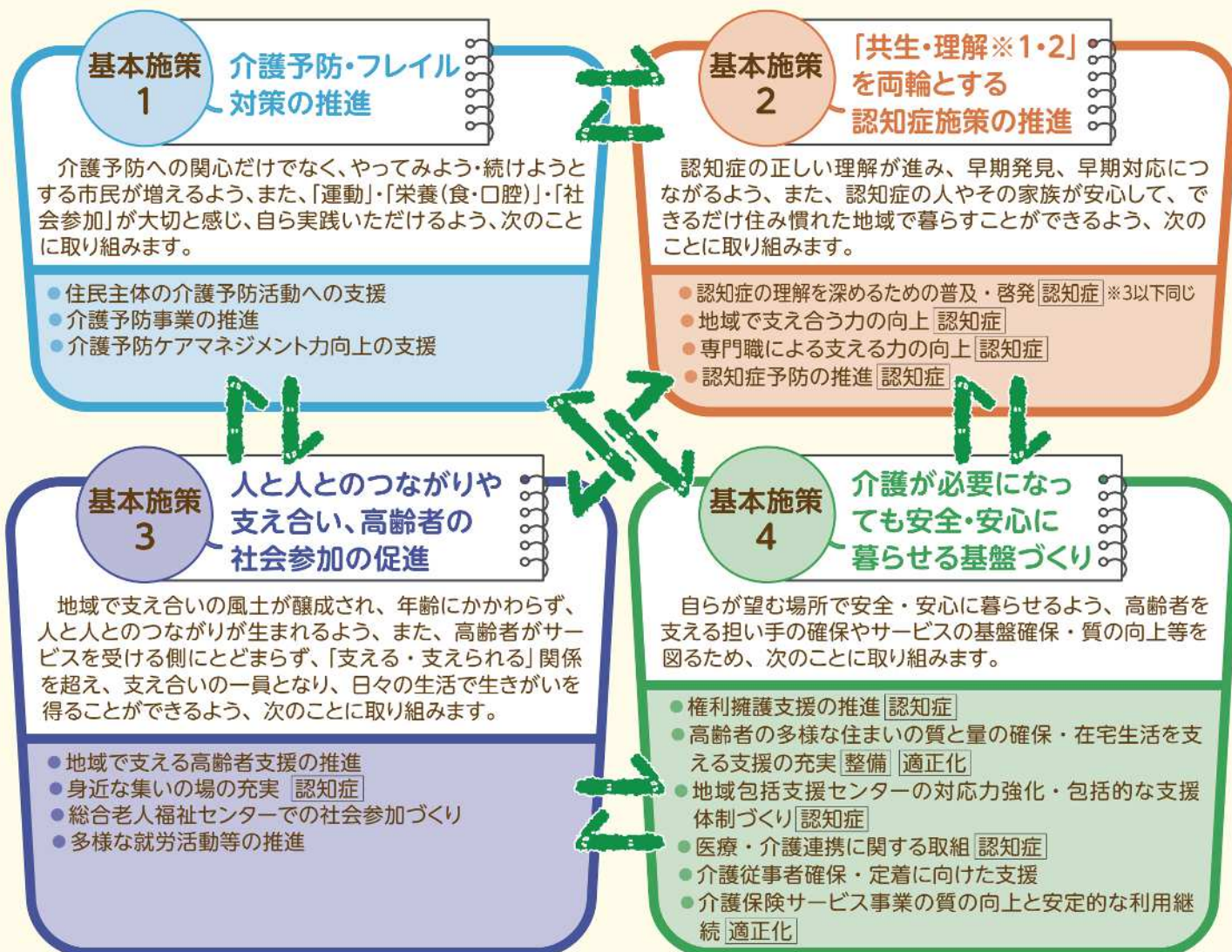
また、地域共生社会にうたわれる「『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていく」ことは、介護予防や認知症予防に寄与することが期待されるとともに、高齢者が生き生きと安全・安心な生活を送ることもつながるといえます。

このように高齢者の暮らしにとって、地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会を実現していくことはとても重要です。

行政や多様な専門機関、地域団体、事業者、さらに市民が基本理念を共有し、それぞれが主体的に関わり、連携、協働しながら、理念の実現を目指しましょう。

(2) 計画の基本施策

前期計画で掲げた令和7年(2025年)に向けた7つの基本目標を基に、4つのテーマを中心に取り組んできました。本計画では、その4つのテーマを基本施策と位置づけ、推進していきます。



※1 「共生」とは、「認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生きる。」「認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる。」という意味

※2 「理解」とは、「認知症のことを知り、予防や支援等に取り組む。」という意味

※3 公的介護施設等整備計画は「整備」、介護給付適正化計画は「適正化」、認知症施策推進計画は「認知症」と記載

基本施策 1

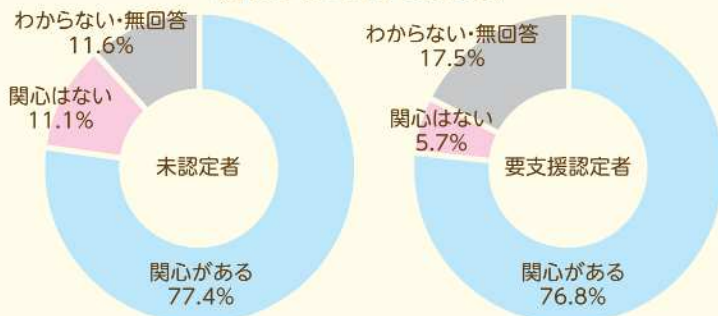
介護予防・フレイル対策の推進



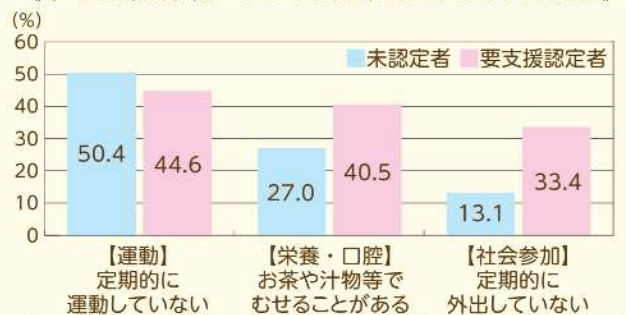
現状

- 高齢者意向調査の中で、介護予防に対する関心度を調査したところ、約8割の人が介護予防に関心があると答えています。一方で、介護予防に関心がある人のうち、早めの介護予防・フレイル対策を行うことが望ましい人もいます。
- 「いきいき百歳体操」は、住民主体の介護予防事業の取組として活動の広がりをみせており、年々参加者数が増えています。
- 「シニア元気アップパンフレット」は、介護予防・フレイル対策・地域デビューできる場などを掲載し、介護予防関連事業等の普及・啓発に活用しています。
- 介護予防事業の推進に向けては、フレイル対策の3要素である「運動」・「栄養(食・口腔)」・「社会参加」を意識した活動の支援を行うことが重要です。

《介護予防に対する関心度》



《早めの介護予防・フレイル対策が望ましい人の割合》



出典：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き!!あま咲きプラン）策定のため的高齢者意向調査（令和5年3月）

地域での取組

毎週決まった日に体操をするので、生活リズムが身についた!

体操をすると気分がよくなる!

体操する仲間同士で仲良くなり、声を掛け合うようになった!

いきいき百歳体操の様子



高齢者向けの運動プログラムとして、平成15年(2003年)に高知市で開発されたおもりをを使った筋力運動です。高齢者の健康を助ける運動(柔軟性・筋力づくり・バランス)の要素が含まれており、動作が簡単で、椅子に座ってでき、映像を見れば誰でも取り組むことができます。

市内約**150**グループ
4,000人以上が活動

健康づくり
社会参加
仲間づくり

普及・啓発の取組



お住まいの地域での元気活動をマッピングした「シニア元気アップパンフレット」を高齢者がよく通う薬局などの場所で配布し、普及・啓発に努めています。

コラム

「フレイル」とは…

年をとって心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をフレイルといいます。

多くの人が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。

フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなど正しい対処をすれば、フレイルの進行を予防したり、健康な状態に戻したりすることができます。



施策の方向性

介護予防への関心だけでなく、やってみよう・続けようとする市民が増えるよう、また、「運動」・「栄養(食・口腔)」・「社会参加」が大切と感じ、自ら実践いただけるよう、次のことに取り組みます。



主な取組の方向性

住民主体の介護予防活動への支援

- 自ら実践できるフレイル対策を紹介した「介護予防・重度化防止ハンドブック」やその動画などを用いるとともに、ICTの活用や地域活動者と連携するなど、医療・介護関係者との協働で介護予防に関する市民啓発を進めます。
- 地域の高齢者の元気活動(介護予防・フレイル対策・地域デビューできる場など)を紹介する「シニア元気アップパンフレット」の定期的な発行(年1回)や、「シニア情報ステーション」と位置付けた薬局やスーパーなど高齢者が普段よく行く場所にてこれら冊子の情報を発信するなど、地域に根ざす多くの方の連携により高齢者の社会参加を促します。
- 市民フレイルサポーターによるフレイル状態をチェックする取組(フレイルチェック会)を、地域住民団体が行う体操や交流の場(いきいき百歳体操・高齢者ふれあいサロンなど)で実施します。また、各々の嗜好に合わせ、個人で健康維持のための活動をされている人に対しても定期的に様々な場でフレイルチェック会を開催することで、市民同士でフレイル予防策を学び、介護予防に取り組む人を増やします。
- フレイル対策・認知症を学ぶ講師費用の助成や介護予防のリーダー育成など、通いの場の活動を支援します。

介護予防事業の推進

- 医療情報等の分析結果に基づき、脳卒中中等発症リスクの高い高齢者への個別支援を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に実施します。
- 老人福祉センターについて、介護予防・フレイル対策の推進などの観点から「運動」「栄養(食・口腔)」「社会参加」を中心に、特色ある老人福祉センターへ機能を充実します。
- 旧耐震で老朽化が著しい千代木園、福喜園では、先行して地区体育館との複合化による新たな施設として、健康ふれあい体育館を整備し、複合化のメリットを生かして、「運動」の事業展開を図りながら、効果的な健康づくり、介護予防の取組を充実します。
- 鶴の楽園、和楽園では、これまでの取組に加え、高齢者の「栄養(食・口腔)」の事業展開を図り、介護予防・フレイル対策の推進を充実します。
- 総合老人福祉センターは、第1次尼崎市公共施設再編計画において長寿命化対象施設から再編対象施設となったことから、施設の建替えや機能変更等に向けて、効果的な施設運営の手法等を検討します。

介護予防ケアマネジメント力向上の支援

- 気付き支援型地域ケア会議の効果をさらに高めるために、ケアマネジャーが支援対象者の自宅でアセスメントを行う際に、必要に応じてリハビリテーション専門職が同行・助言する運用を行い、ケアマネジメント力の向上につなげていきます。

めざす目標	現状 (令和5年3月)	方向性	目標値 (令和8年3月)
調整済介護認定率※の兵庫県との差	2.7%	↘	2.1%
自分が健康であると感じている高齢者の割合	65.8%	↗	72.9%

※「調整済介護認定率」とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率のことを言います。



基本施策 2

「共生・理解」を両輪とする認知症施策の推進

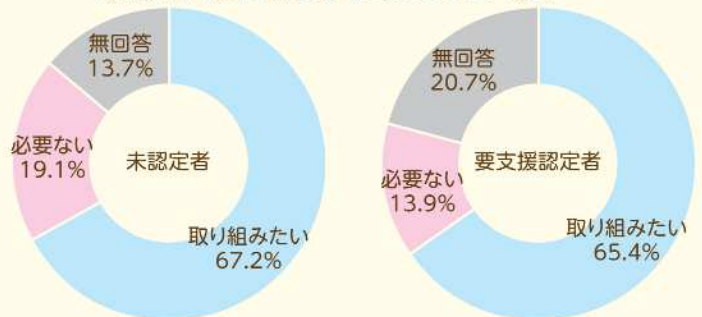
現状

- 認知症高齢者数の将来推計においては、令和12年(2030年)まで認知症高齢者数が増加傾向にあり、その後は、高い水準で推移する見込みです。
- 高齢者意向調査の中で、認知症予防に取り組むにあたっての考えについて調査したところ、高齢者の6割以上の方が何らかの認知症の予防活動に取り組みたいと答えるなど、認知症予防に関心をもっている人が少なくないことがうかがえます。
- 「認知症サポーター養成講座」を開催し、市民の認知症の理解を深め、認知症サポーター数を増やすとともに、その中で、認知症の人やその家族への支援に取り組みたいサポーターが「チームオレンジ尼崎」に参加し、「認知症カフェ」などの支援活動につなげています。
- 令和5年度に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことから、国や兵庫県の動向も踏まえながら、取組を推進していくことが重要です。



出典：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(生き生き!!あま咲きプラン) 策定のための高齢者意向調査(令和5年3月)

《認知症予防に取り組むにあたっての考え》



地域での取組



認知症カフェの様子

(認知症の人やその家族の意見)
同じ境遇の人と知り合えて気持ち
が楽になった!

(認知症サポーターの意見)
認知症の人やその家族が少しでも
安心できるような場づくりをする
ことができてよかった!

認知症の人やその家族、地域住民、医療・
介護の専門職など誰もが気軽に参加できる
集いの場であり、安心して過ごせる居場所
です。

市内20グループ以上が活動

安心 出会い
つながりの場

普及・啓発の取組

認知症サポーター養成講座



認知症を正しく理解し、自分のできる範
囲で活動するサポーターを増やすための
取組です。

《認知症サポーターの数》



コラム

「チームオレンジ尼崎」とは…

認知症サポーターを中心にチームを組み、様々な関係機関と
連携し、認知症の人や家族の困り事を支援します。



施策の方向性

認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、また、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、次のことに取り組みます。

主な取組の方向性

認知症の理解を深めるための普及・啓発

- もの忘れが気になっている人、認知症と診断された人やそのご家族に向けて作成している「認知症あんしんガイド」等を活用し、認知症サポーター養成講座や市政出前講座等を通じて、認知症への正しい理解を深める普及・啓発等を行うことで、認知症本人と家族が安心して暮らせる各種取組の周知を強化します。
- 認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で活動するサポーターを増やすための取組である認知症サポーター養成講座については、より市民が受講しやすいよう、ICTを活用した講座の開催や、関係機関等と連携した講座案内の周知により、認知症サポーター数の増加を目指します。

地域で支え合う力の向上

- 認知症カフェの運営費を助成し、認知症の人やその家族が集える場の充実を図ります。また、若年性認知症カフェを県立尼崎総合医療センター（認知症疾患医療センター）と共催し、認知症当事者の意見を反映した事業の運用を行うとともに、より多くの対象者が参加できるよう、事業の周知を強化します。
- 認知症サポーターが中心となってチームを組み、認知症の人やその家族の困り事を把握し、その困り事に対して支援等を行う取組である「チームオレンジ尼崎」を推進していきます。また、「チームオレンジ尼崎」に参加した認知症サポーターが、認知症の人等の意見を聞きながら、認知症カフェなどの地域活動を進めていけるよう、関係機関等と連携し、取組を進めていきます。
- 「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」について、「認知症の人やその家族の不安を和らげ、安心して外出できる『認知症個人賠償責任保険事業』」とあわせた更なる事業周知や、発見協力機関（金融機関等）の拡大を図り、地域の見守り力の強化に努めます。

専門職による支える力の向上

- 認知症初期集中支援チームについて、支援機関も交えた事例検討や、認知症地域支援推進員会議等で事例を共有化することにより、より良い支援につなげ、支援機関全体のステップアップを図ります。

認知症予防の推進

- 健診受診者を対象とした「もの忘れチェック」において認知機能低下が疑われる人へ、より効果的な支援ができるよう、事業の見直しを検討するとともに、生活習慣病対策や介護予防事業と一体的に認知症予防に関する取組を進めることで、認知症の発症、進行予防に努めます。
- 国立循環器病研究センターと共同で行う、認知機能検査の検査データ等の分析結果に基づき、より効果的な事業のあり方を検討していきます。

めざす目標	現状 (令和5年3月)	方向性	目標値 (令和8年3月)
認知症サポーターの数	25,399人	↑	45,507人
認知症高齢者（要支援）のうち、閉じこもり傾向にある人の割合	37.5%	↓	36.5%以下



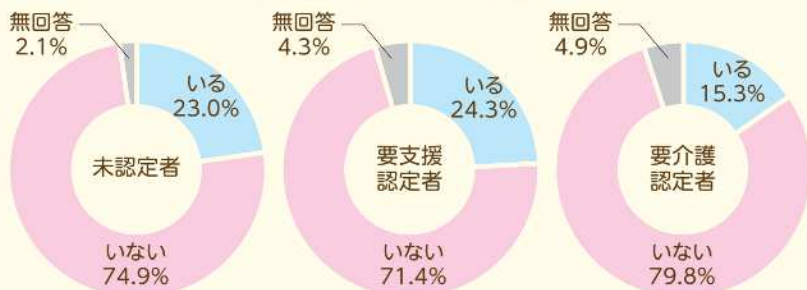
基本施策 3

人と人とのつながりや支え合い、 高齢者の社会参加の促進

現状

- 高齢者意向調査の中で、近所で助け合える人の有無について調査したところ、ご近所に相談し、助け合える人がいないと回答した人の割合が7割以上を占めています。一方で、現在は地域での支え合い活動等を行っていないものの、何かしらの支え合い活動（ボランティア活動）に参加したいと思っている人もいます。
- 「高齢者ふれあいサロン」は、住民主体の社会参加の取組として活動の広がりをみせており、年々参加者数が増えています。
- 「はたらくらボ（老人福祉工場）」は、令和4年度に運用の見直しを行い、生きがい就労の取組を実施し、年々参加者数が増えています。
- 地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）や就労的活動支援コーディネーターを配置し、それぞれの地域において、集いの場やボランティア活動、生きがい就労など、高齢者の社会参加につなげています。

《近所で助け合える人の有無》



《今後、何かしらの支え合い活動（ボランティア活動）に参加したいと思っている人の割合》



出典：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き!!あま咲きプラン）策定のための高齢者意向調査（令和5年3月）

地域での取組



施策の方向性

地域で支え合いの風土が醸成され、年齢にかかわらず、人と人とのつながりが生まれるよう、また、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超え、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得ることができるよう、次のことに取り組みます。

主な取組の方向性

地域で支える高齢者支援の推進

- 市社会福祉協議会に配置する地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）と市の地域担当職員等が連携することで、潜在的な地域福祉活動の担い手を把握し、様々な活動の紹介を通じて、具体的な活動へとつなげます。
- 地域情報共有サイト「あましえあ」の活用により、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）などが見守りやボランティアなど、地域住民による支援等の情報を共有し、地域資源を生かした取組を一層図っていくとともに、市民等へもその情報を公開することで、市民等の様々な活動やつながりづくりの支援に努めます。
- 自分たちがやりたいことをできる範囲で行うという地域活動の自主性を尊重しながら、地域による支え合い活動が広がるよう、活動団体への支援の充実を図ります。

身近な集いの場の充実

- 高齢者ふれあいサロン活動がより楽しく、よりフレイル予防を意識した活動内容となるよう、フレイル予防に関する周知・啓発や、健康チェックを実施するとともに、市社会福祉協議会や市が連携しながら老人クラブ等の様々な団体に制度を周知し、活動を勧奨していくことで、身近な集いの場の活動の充実に努めます。

総合老人福祉センターでの社会参加づくり

- 総合老人福祉センターでは、これまでの取組に加え、高齢期を元気に過ごすため、ボランティア等のきっかけづくり、地域福祉活動団体の育成、人材の養成に努めるとともに、高齢者自らが地域福祉活動の企画運営等に取り組むなど、社会参加の支援拠点として充実します。

多様な就労活動等の推進

- 多くの高齢者に高齢者生きがい就労事業に参加してもらえるよう、はたらくらボ(老人福祉工場)に就労的活動支援コーディネーターを配置し、就労メニューの拡大に向け、産業界への営業を強化します。
- 地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）や地域包括支援センター等との連携を強化し、高齢者ふれあいサロン等の集いの場に出向き、事業の周知・啓発を行うとともに、集いの場での高齢者生きがい就労事業の実施に向けた取組を進めていきます。

めざす目標	現状 (令和5年3月)	方向性	目標値 (令和8年3月)
高齢者ふれあいサロンの登録者数	2,968人	↑	5,130人
生きがいを持つ高齢者の割合	64.6%	↑	75.9%



基本施策 4

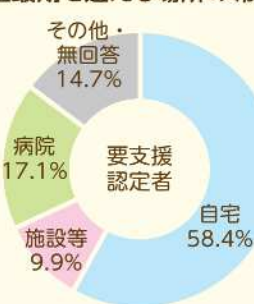
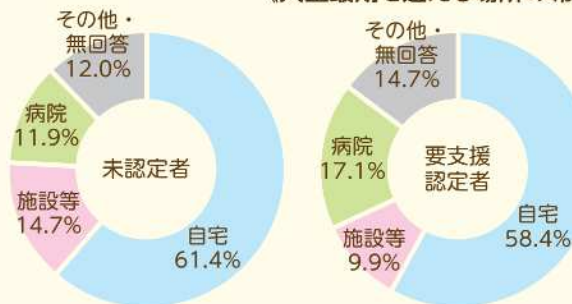
介護が必要になっても 安全・安心に暮らせる基盤づくり



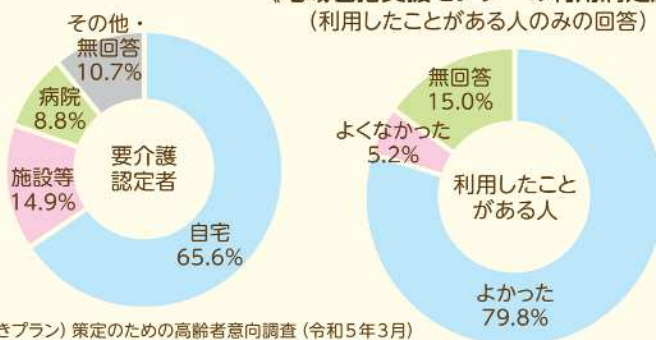
現状

- 高齢者意向調査の中で、人生最期を迎える場所の希望について調査したところ、自宅と回答した人の割合が約6割を占めています。
- 高齢者意向調査の中で、地域包括支援センターの利用満足度について調査したところ、利用してよかったと回答した人の割合が約8割を占めています。
- 「介護人材確保支援」では、令和3年度に「介護職員初任者研修等受講料助成金」や「介護福祉士等復職支援事業」を創設し、介護事業所の人材確保・定着に向けた支援を行っています。
- 「尼崎市医療・介護連携支援センター（あまつなぎ）」を設置し、医療・介護専門職が参加する尼崎市医療・介護連携協議会を開催し、医療と介護を一体的に提供する連携体制の強化に努めています。
- 令和6年4月1日付の介護保険法の改正において、地域包括支援センターの運用見直しが規定されており、改正を踏まえた取組を進める必要があります。

《人生最期を迎える場所の希望》



《地域包括支援センターの利用満足度》
(利用したことがある人のみの回答)



出典：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（生き生き!!あま咲きプラン）策定のための高齢者意向調査（令和5年3月）

高齢者の総合相談窓口

高齢者やその家族などの心身の健康維持、生活の安定のために必要な支援などを、包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを市内6地区に2か所ずつ（12か所）設置しています。

地域包括支援センター

保健師

主任ケアマネジャー

社会福祉士

様々な相談ごと (総合相談)

介護保険や認知症に関するだけでなく、健康やお金などの財産管理の相談など、様々な相談に対応します。

権利を守ること (権利擁護)

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の相談窓口として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・対応・未然防止に取り組みます。

介護や健康のこと (介護予防ケアマネジメント)

介護予防や健康維持のために、介護予防関連事業の紹介やつなぎ支援を行います。

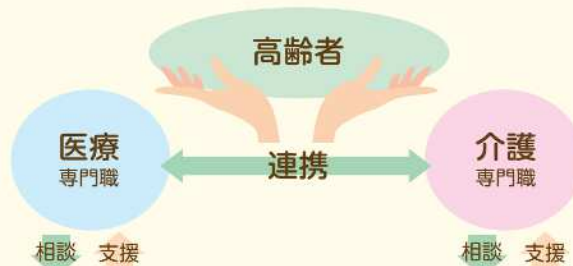
暮らしやすい地域のために (包括的・継続的ケアマネジメント)

地域のケアマネジャーへの助言や支援のほか、地域の多様な社会資源と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行います。

医療・介護の連携に向けた取組

医療や介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の関係者との連携を推進しています。

医療・介護の連携を推進し、高齢者を支えます



医療・介護連携支援センター“あまつなぎ” (実行部門)

- 医療・介護専門職への相談支援
- 連携を推進するための研修の実施
- 連携を効果的に行うための仕組みづくり
- 市民への意識啓発

社会福祉士
ケアマネジャー
看護師 など

課題抽出 ← 協議内容・対応方針 →

医療・介護連携協議会 (企画部門)

- 課題に対する対応策の検討
- 多職種間の顔の見える関係づくり

多職種
17団体

施策の方向性

自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、高齢者を支える担い手の確保やサービスの基盤確保・質の向上等を図るため、次のことに取り組みます。

主な取組の方向性

権利擁護支援の推進

- 成年後見等支援センターを中核機関と位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組むなど、成年後見制度の更なる利用推進に努めます。また、虐待の早期発見・対応、未然防止に取り組めます。

高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実

- 特別養護老人ホームなどの整備促進や介護相談員の派遣、ケアプラン点検などにより介護基盤の質と量の確保に取り組めます。また、在宅高齢者等あんしん通報システム事業を、利用が必要な高齢者等に活用してもらうことで、在宅生活を支える支援を推進します。
- ※施設整備については、「居宅サービス、施設・居住系サービスの整備計画」に記載
※介護給付の適正化に向けた取組については、「介護給付適正化に向けた取組の推進」に記載

地域包括支援センターの対応力強化・包括的な支援体制づくり

- 複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、令和6年4月1日付施行の介護保険法の改正内容を踏まえた地域包括支援センターの機能・体制整備や、多機関との情報共有・連携等の取組を進めます。

医療・介護連携に関する取組

- 高齢者の生活の場で医療と介護を一体的に提供する連携体制を構築するため、医療・介護専門職が参画する医療・介護連携協議会において取組を企画し、「あまつなぎ」を中心にその取組の推進に努めます。また、高齢者が今後の暮らし方や人生の最終段階におけるケアについて自ら考え家族や関係者と共有する「人生会議」の取組を、引き続き普及・啓発していくとともに、看取りの実態や課題を把握するなど、人生の最終段階の支援について研究を進めます。

介護従事者確保・定着に向けた支援

- キャリアアップのための資格取得支援などを中心に検討し、人材の参入促進や資質向上、人材の定着などの視点に基づき、介護人材確保の事業展開を図ります。また、文書量の削減を推進し、サービス提供に関する書類作成に係る業務負担の改善を図ります。
- 生活支援サポーターの確保に向けては、地域福祉活動専門員（生活支援コーディネーターを兼務）等の関係者や関係機関と連携し、地域活動に興味がある人等に対して研修参加を呼びかけるとともに、研修参加後の活動相談や就職活動の支援・活動に対する意識啓発等を行い、受講者数や就労者数、地域活動者数の増加につなげていきます。

介護保険サービス事業の質の向上と安定的な利用継続

- 介護保険サービス事業所に加え、有料老人ホームに対しても実地指導等において必要な助言・指導を行い、事業所等が法令等を遵守した適正なサービス運営ができるよう努めます。
 - 災害や新型コロナウイルス感染症対策の教訓などを踏まえ、災害や感染症発生時における利用者や従事者の安全確保を図るとともに、介護サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくするため、備えとして、入所施設における非常災害用電源や換気設備の設置費用等の助成を行い、必要な介護サービスが継続できるよう支援します。
- ※介護給付の適正化に向けた取組については、「介護給付適正化に向けた取組の推進」に記載

めざす目標	現状 (令和5年3月)	方向性	目標値 (令和8年3月)
生活支援サポーター養成研修修了者数	854人	↑	3,000人
地域包括支援センターの認知度	64.1%	↑	100%

介護保険料について

(1) 介護保険事業費等の見込み

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者が納める介護保険料によって賄われています。

財源内訳については、第1号被保険者の介護保険料による負担が23%に、第2号被保険者の介護保険料による負担割合が27%となっています。



(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年の総額
在宅サービス給付費	29,322,516	29,529,503	30,064,343	88,916,362
居住系サービス給付費	3,606,154	3,640,717	3,668,516	10,915,387
施設サービス給付費	12,351,835	12,810,427	12,827,397	37,989,659
その他の費用	2,576,393	2,602,586	2,625,447	7,804,426
地域支援事業費	2,399,342	2,408,297	2,413,831	7,221,470
介護保険事業費総額				152,847,304
保険料収納必要額				30,649,852



(2) 居宅サービス、施設・居住系サービスの整備計画(市町村整備計画)

居宅サービス

(単位：か所)

施設の種類	令和5年度末累計	公募済設置数※1	令和6年度整備目標	令和7年度整備目標	令和8年度整備目標	第9期計	令和8年度末累計
看護小規模多機能型居宅介護	3	1	0	1	1	2	6

施設・居住系サービス

(単位：人(定員数))

施設の種類	令和5年度末累計	公募済設置数※1	令和6年度整備目標	令和7年度整備目標	令和8年度整備目標	第9期計	令和8年度末累計
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※2	1,940	100	0	29	0	29	2,069
介護老人保健施設※3	1,154	0	0	0	▲150	▲150	1,004
介護医療院	48	144	0	48	150	198	390
特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)※2,4	976	0	100	0	100	200	1,176

※1 前期計画中の取組による現在整備中の数を計上しています。本計画期間中に開設予定ですが、目標数には含みません。

※2 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については、地域密着型施設を含みます。

※3 介護老人保健施設は介護医療院への転換を見込むため、▲150としています。

※4 特定施設入居者生活介護には養護老人ホームが指定を受けている特定施設(1施設30床)は含みません。

(3) 令和6年度から令和8年度までの介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、 老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）	0.285	25,627円	2,135円
第2段階	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80万円以下の人			
第3段階	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80万円を超え120万円以下の人			
第4段階	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 120万円を超える人	0.685	61,593円	5,132円
第5段階	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80万円以下の人	0.900	80,925円	6,743円
第6段階	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が 80万円を超える人			
第7段階	合計所得金額が 120万円未満の人	1.200	107,900円	8,991円
第8段階	合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	1.300	116,891円	9,740円
第9段階	合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	1.500	134,874円	11,239円
第10段階	合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	1.700	152,858円	12,738円
第11段階	合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	1.900	170,841円	14,236円
第12段階	合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	2.100	188,824円	15,735円
第13段階	合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	2.300	206,807円	17,233円
第14段階	合計所得金額が 720万円以上820万円未満の人	2.400	215,799円	17,983円
第15段階	合計所得金額が 820万円以上920万円未満の人	2.500	224,790円	18,732円
第16段階	合計所得金額が 920万円以上1,020万円未満の人	2.600	233,782円	19,481円
第17段階	合計所得金額が 1,020万円以上1,120万円未満の人	2.700	242,774円	20,231円
第18段階	合計所得金額が 1,120万円以上1,220万円未満の人	2.800	251,765円	20,980円
第19段階	合計所得金額が 1,220万円以上	2.900	260,757円	21,729円

(4) 介護給付適正化に向けた取組の推進（介護給付適正化計画）

① 要介護認定の適正化

毎年度、全件認定調査票の調査内容の点検を行うことを目標とし、認定調査員の資質向上や介護認定審査会の平準化を図ることにより、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

② ケアプラン等の点検

毎年度、280件のケアプランの点検を行うことを目標とし、その取組によって、ケアマネジャーの「気付き」を促し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行うとともに、住宅改修等の点検においては、毎年度、改修内容の全件点検を行うことを目標とし、利用者の状況を確認した上で、計画通りに施工されているかの確認を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を基に、福祉用具貸与など給付日数や提供されたサービスの整合性の突合点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、初回加算や居宅療養管理指導など、提供されたサービスの整合性、回数・算定日数等の縦覧点検を行います。

高齢者の総合相談窓口 (令和6年4月1日時点)

中央	中央東 地域包括支援センター	東本町4丁目103-11	06-4868-8300
	中央西 地域包括支援センター	神田中通9丁目291	06-6430-5615
小田	小田南 地域包括支援センター	金楽寺町2丁目7-7	06-6488-0180
	小田北 地域包括支援センター	潮江1丁目15-2-120	06-6498-5111
大庄	大庄南 地域包括支援センター	大庄西町4丁目3-9	06-6430-0511
	大庄北 地域包括支援センター	崇徳院2丁目159 KマンションJIN2-1階	06-6417-0125
立花	立花南 地域包括支援センター	三反田町3丁目3-16	06-6428-7112
	立花北 地域包括支援センター	水堂町1丁目10-37	06-6433-1001
武庫	武庫東 地域包括支援センター	南武庫之荘1丁目25-18	06-4962-5308
	武庫西 地域包括支援センター	武庫元町1丁目26-3	06-6438-3955
園田	園田南 地域包括支援センター	小中島2丁目10-20	06-6494-8087
	園田北 地域包括支援センター	田能5丁目10-25	06-6498-0826

※最新の地域包括支援センターの場所・電話番号については、右の二次元コードよりご確認ください。



お役立ち情報(ハンドブックを入手しよう!)



介護予防・フレイル対策を知ろう

【介護予防・重度化防止ハンドブック】

介護予防・フレイル対策の知識や、日々の活動に気軽に取り入れられることができる運動などを紹介しているハンドブックです。



認知症の制度や相談窓口を知ろう

【認知症あんしんガイド】

もの忘れが気になる人、認知症の人やその家族が、安心して住み慣れた地域で暮らすためのサービスや制度の相談窓口などを紹介している冊子です。



社会参加の場を知ろう

【シニア元気アップパンフレット】

社会参加や介護予防の「きっかけ」となる各地域の「体操(運動)」や「交流・集い」、「ボランティア活動」など地域での元気活動を紹介しているパンフレットです。



在宅療養を知ろう

【在宅療養ハンドブック】

医療・介護が必要になっても自らが望む場所で自分らしく暮らし続けるための情報などを紹介しているハンドブックです。



シニア情報ステーションの目印



これらのハンドブックは、「シニア情報ステーション」で配布しています

情報を発信するため、取組に賛同いただいた市内の薬局や診療所、金融機関、スーパーなどを「シニア情報ステーション」と命名し、上記のハンドブックなどの配布を行っています。



尼崎市 福祉局 福祉部 高齢介護課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

Tel 06-6489-6356 Fax 06-6489-6528